

<p>上海市人民政府关于延迟本市企业复工和学校开学的通知 (2020年01月28日)</p> <p>各区人民政府,市政府各委、办、局,各有关单位:</p> <p>为加强新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作,有效减少人员聚集,阻断疫情传播,更好保障人民群众生命安全和身体健康,按照党中央、国务院防控工作部署,根据《中华人民共和国突发事件应对法》《中华人民共和国传染病防治法》和本市重大突发公共卫生事件一级响应机制的有关规定,经市政府研究决定,现就延迟本市企业复工和学校开学紧急通知如下:</p> <p>一、本市区域内各类企业不早于2月9日24时前复工。涉及保障城市运行必需(供水、供气、供电、通讯等行业)、疫情防控必需(医疗器械、药品、防护用品生产和销售等行业)、群众生活必需(超市卖场、食品生产和供应等行业)及其它涉及重要国计民生的相关企业除外。用人单位须依法保障员工合法权益。</p> <p>二、上海各级各类学校(高校、中小学、中职学校、幼儿园、托儿所等)2月17日前不开学。此前,学校不组织学生返校、不举行任何线下教学活动和集体活动(包括培训机构)。具体开学时间,将视相关疫情防控情况,经科学评估后确定。一旦确定,将提前向社会公布。</p> <p>三、针对确因工作需要近期返沪的人员,各相关部门和所在单位要加强检疫查验和健康防护,所在单位要及时报告相关信息,对来自或去过疫情重点地区的人员一律严格落实医学观察、隔离等措施,做到全覆盖。</p> <p>四、各相关企业和学校要切实落实本通知要求,强化主体责任,把各项防控和服务保障措施落实到位,确保社会平稳有序。</p> <p>2020年1月27日 上海市人民政府</p>	<p>上海市人民政府による本市企業の営業開始及び学校の授業開始の延期に関する通知 (2020年1月28日)</p> <p>各区人民政府、市政府各委、办、局、各関連単位:</p> <p>新型コロナウイルス感染の肺炎防疫工作を強化するため、人員の集まりを有効的に減少し、疫病の伝播を阻止切断し、国民の命の安全と身体を健康を最大限に守るため、党中央、国务院防疫工作の指示により、《中華人民共和国突発事件対応法》《中華人民共和国伝染病予防治療法》と本市重大突発公共衛生事件一級応答メカニズムの関連規定に基づき、市政府において研究決定し、本市企業営業再開及び学校の授業開始の延期について、以下のとおりに緊急通知する。</p> <p>一、当市区域内各種企業は2月9日24時より前に営業再開してはいけない。都市運行必須(水道、ガス、電力、通信などの業種)、防疫必須(医療器械、薬品、保護品生産と販売等の業種)、生活必須(スーパー、食品生産及び供給等の業種)の保障関連及び重要国家民生に関する企業を除く。雇用単位は法律に基づき、従業員の合法的權益を守るべきである。</p> <p>二、上海市各級各種学校(高校、小中学校、中級職業学校、幼稚園、託児所等)は2月17日までに授業開始してはいけない。これより前に、学校による学生の登校、いかなるオフライン教育活動及び団体活動(トレーニング機構を含む)を行ってはいけない。具体的な授業開始時間は、防疫状況により、科学的に評価した後に確定する。一旦確定すると、事前に社会に公布する。</p> <p>三、業務要請のために近々上海に戻る人員に対し、各関連部門及び所在单位が検疫検査、健康防護を強化の上、関連情報を適時に報告し、疫病重点地域の渡航歴がある者には、医学観察、隔離等の措置を一律に厳格かつ確実に実施し、フルカバーを達成すべきである。</p> <p>四、各関連企業及び学校は、本通知の要求を確実に実施し、主体責任を強化した上で、各防疫及びサービス保障措置を着実に実施し、社会の安全及び秩序を確保すべきである。</p> <p>2020年1月27日 上海市人民政府</p>
--	--

上海市新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作领导小组办公室发布通告
(2020年1月27日)

上海市新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控工作领导小组办公室通告：①本市行政区域内各机关、企事业单位、社会团体和公共场所经营者应配置体温检测设备，对进入公共场所的人员（含从业人员）进行检测，并要求其佩戴口罩；②广大市民尽量避免前往人流密集的公共场所；③2020年1月12日（含当日）后从湖北省来沪的人员，应主动向本人所在社区、单位或酒店等居住场所报备，保留来沪机票、车船票等，并做好自我体温检测，如实填写健康状况信息登记表，从抵沪之日起14天内居家隔离或集中隔离观察。详见

一、本市行政区域内各机关、企事业单位、社会团体和公共场所经营者应配置体温检测设备，对进入公共场所的人员（含从业人员）进行检测，并要求其佩戴口罩。对本单位从市外返沪的人员，一律申报相关信息，切实落实健康防护措施。

二、请广大市民群众自觉配合做好疫情防控工作，切实增强自我保护意识，尽量避免前往人流密集的公共场所。如确需前往，应采取佩戴口罩等防护措施，并避免近距离接触咳嗽、发热人群。

三、请2020年1月12日（含当日）后从湖北省来沪的人员，应主动向本人所在社区、单位或酒店等居住场所报备，保留来沪机票、车船票等，并做好自我体温检测，如实填写健康状况信息登记表，从抵沪之日起14天内居家隔离或集中隔离观察。如出现发热、咳嗽等症状，应主动佩戴口罩，并立即到就近的发热门诊就诊。

上述情况如有疑问，可拨打上海12320卫生热线电话咨询。

本通告自发布之日起施行，终止日期另行通告。

上海市新型コロナウイルス感染肺炎防疫工作指導チーム弁公室発表通告
(2020年1月27日)

上海市新型コロナウイルス感染肺炎防疫工作指導チーム弁公室の通告：①当市行政区域内の各機関、企業単位、社会団体及び公共場所経営者は体温検査設備を設置しなければならず、公共場所に入る者（従業員を含む）に対し検査を行い、マスクの着用を要求する；②広範な市民はなるべく人の密集する場所を避ける；③2020年1月12日（当日を含む）以降に湖北省から上海に来た者は、自ら本人が所在する居住区、単位又はホテル等の居住場所に報告・届出し、上海行きの航空券、乗車・乗船券等を保留し、自ら体温検査を行い、真実に基づき健康状況情報登记表を記入し、上海到着日より14日以内は在宅隔離又は集中隔离観察を実施しなければならない。詳細以下参考。

一、当市の行政区域内の各機関、企業単位、社会団体及び公共場所経営者は体温検査設備を設置しなければならず、公共場所に入る者（従業員を含む）に対し検査を行い、マスクの着用を要求する。当該単位の上海市外から上海への帰還者に対し、一律に関連情報を申告しな、確実な健康防護措置を徹底する。

二、広範な市民に自覚的に防疫工作をよく行い、確実な自己保護意識を高め、なるべく人の密集する場所を避けるようお願いする。確実に行く必要がある場合、マスクの着用等の保護措置を取らなければならず、咳・発熱の症状がある者への近距離接触を避ける。

三、2020年1月12日（当日を含む）以降に湖北省から上海に来た者は、自ら本人が所在する居住区、単位又はホテル等の居住場所に報告・届出し、上海行きの航空券、乗車・乗船券等を保留し、自ら体温検査を行い、真実に基づき健康状況情報登记表を記入し、上海到着日より14日以内は在宅隔離又は集中隔离観察を実施しなければならない。発熱・咳等の症状が発生した場合、自主的にマスクを着用し、即刻至近の発熱専門外来で受診しなければならない。

上述状況に疑問がある場合、上海12320衛生ホットラインに問い合わせてください。

本通告は発布日より実施。終止日付は別途告知する。